

平成30年4月2日

各位

会社名 株式会社ビューティガレージ  
 代表者名 代表取締役 CEO 野村 秀輝  
 (コード番号:3180 東証第一部)  
 問合せ先 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之  
 (TEL. 03-5752-3897)

第三者割当による第6回新株予約権(行使価額修正条項付)及び  
 第7回新株予約権(行使価額修正選択権付)の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成30年3月16日付の取締役会において決議した、第三者割当の方法による株式会社ビューティガレージ第6回新株予約権及び株式会社ビューティガレージ第7回新株予約権(以下、各々を「第6回新株予約権」及び「第7回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、本日、本新株予約権の発行価額の総額(3,244,000円)の払込が完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権に関する詳細につきましては、平成30年3月16日付公表の「第三者割当による第6回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第7回新株予約権(行使価額修正選択権付)の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考)

## 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	平成30年4月2日
(2) 発行新株予約権の総数	6,000個 第6回新株予約権 4,000個 第7回新株予約権 2,000個
(3) 発 行 価 額	総額3,244,000円(第6回新株予約権1個につき554円、第7回新株予約権1個につき514円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数:600,000株(新株予約権1個につき100株) 第6回新株予約権 400,000株 第7回新株予約権 200,000株 第6回新株予約権については、上限行使価額はありません。下限行使価額は1,895円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は400,000株です。 第7回新株予約権については、上限行使価額はありません。下限行使価額は1,895円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は200,000株です。
(5) 資金調達額	1,668,644,000円(差引手取概算額)(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 第6回新株予約権 2,706円 第7回新株予約権 2,980円 第6回新株予約権の行使価額は、第6回新株予約権の各行使請求の通知日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する価額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。 第7回新株予約権については、当社は平成30年4月3日以降、当社取締

	<p>役会の決議により、以後第7回新株予約権の各行使請求の通知日において行使価額の修正が生じることとすることができます(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。)。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、第7回新株予約権の各行使請求の通知日に、当該通知日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する価額に修正することができますが、その価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。なお、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいいます。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られません。)が存在する場合(但し、同第167条第2項に定める事実については当社が認識していない場合を除く。)には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができません。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当先	株式会社SBI証券(以下「割当先」といいます。)
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に割当先と締結した第三者割当契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を定めております。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結した本新株予約権買取契約において、行使数量制限を定めております。</p>
(10) その他	<p>当社は、割当先との間で締結した本新株予約権買取契約において、以下の内容を定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使停止条項</li> <li>・割当先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以上